

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十一年四月二十日

広島県知事 藤田雄山

#### 広島県規則第四十五号

##### 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十八年広島県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第二項を次のように改める。

2 法第二十九条第一項の規定による届出は、別記様式第十七号による届書によつてしなければならない。

第十二条に次の二項を加える。

3 法第二十九条第三項の規定による届出は、別記様式第十八号による届書によつてしなければならない。

「別記様式第十八号中 「有料老人ホーム事業 休止 届書」 を

「有料老人ホーム事業 廃止 届書」 に、「事業を休止した」を

「事業を廃止する」と、「第29条第2項」又「第29条第3項」と、

「事業 廃止 年 月 日」を「事業 廃止 予定年月日」に、

「休止の理由」を「廃止の理由」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 ノの規則は、平成二十一年五月一日から施行する。  
(経過措置)

2 ノの規則による改正後の老人福祉法施行細則第十二条第三項及び別記様式第十八号の規定は、この規則の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、又は休止する有料老人ホームの設置者（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の規定による届出をした者をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にその事業を廃止し、又は休止した有料老人ホームの設置者については、なお

従前の例による。